計算書類に対する注記(法人会計)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準
 - ・最終仕入原価法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法
 - 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産ー該当なし

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当法人の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額 を退職給付引当金として計上している。

• 役員退職慰労引当金

役員の将来支給する退職慰労金に備えるため、役員報酬規程に基づく期末要支給額を計上している。

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人の退職共済制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び 熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) 当法人では、収益事業拠点区分のみ実施の為省略している。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)

「法人本部」

- イ くまもと芦北療育医療センター拠点区分(社会福祉事業)
 - 「くまもと芦北(医療型障害児入所施設)」
 - 「くまもと芦北(療養介護事業)」
 - 「くまもと芦北(短期入所事業)」
 - 「くまもと芦北(障害児相談支援事業)」
 - 「くまもと芦北(特定相談支援事業)」
- ウ くまもと芦北通園センター拠点区分(社会福祉事業)

「くまもと芦北通園(児童発達支援センター事業)」

「くまもと芦北通園(放課後等デイサービス事業)」

「くまもと芦北通園(保育所等訪問事業)」

「くまもと芦北通園(生活介護事業)」

エ 障害者支援施設 けやき拠点区分(社会福祉事業)

「けやき(施設入所支援)」

「けやき(生活介護事業・通所)」

「けやき(短期入所事業)」

「けやき相談(障害児相談支援事業)」

「けやき相談(特定相談支援事業)」

「けやき(多機能型事業所)」

「けやき(医療型短期入所事業)」

オ くまもと江津湖療育医療センター拠点区分(社会福祉事業)

「くまもと江津湖(医療型障害児入所施設)」

「くまもと江津湖(療養介護事業)」

「くまもと江津湖(短期入所事業)」

「くまもと江津湖相談(障害児相談支援事業)」

「くまもと江津湖相談(特定相談支援事業)」

「くまもと江津湖通園センター」

「えづこランド(児童発達支援事業)」 「えづこランド(放課後等デイサービス事業)」

「えづこランド(生活介護事業)」

「えづこホットクラブ」

「えづこスマイルキッズ」

カ ハートフルゆうあい拠点区分(社会福祉事業)

「であいクラブ」

「みどりの里」

キ 長寿の里拠点区分(社会福祉事業)

「はるかぜのいえ」

ク ハートフルゆうあい拠点区分(公益事業)

「ひまわり」

ケ ゆうあいの家拠点区分(公益事業)

「ゆうあいの家」

コ くまもと中医クリニック拠点区分(公益事業)

「くまもと中医クリニック」

サ 収益事業拠点区分(収益事業)

「収益事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1, 434, 276, 475	0	0	1, 434, 276, 475
建物	4, 748, 387, 836	43, 505, 654	260, 881, 186	4, 531, 012, 304
合 計	6, 182, 664, 311	43, 505, 654	260, 881, 186	5, 965, 288, 779

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	1, 434, 276, 475	1	1, 434, 276, 475
建物(基本財産)	8, 961, 528, 212	4, 430, 515, 908	4, 531, 012, 304
土地(その他の固定資産)	1, 938, 023, 737	1	1, 938, 023, 737
建物(その他の固定資産)	943, 752, 228	482, 594, 508	461, 157, 720
構築物	800, 111, 492	372, 572, 610	427, 538, 882
機械及び装置	86, 330, 380	75, 136, 651	11, 193, 729
車輌運搬具	210, 756, 147	186, 411, 530	24, 344, 617
器具及び備品	578, 483, 323	443, 174, 240	135, 309, 083
医療用備品	400, 993, 594	332, 728, 050	68, 265, 544
建設仮勘定	9, 836, 000	1	9, 836, 000
有形リース資産	62, 394, 360	27, 197, 958	35, 196, 402
合 計	15, 426, 485, 948	6, 350, 331, 455	9, 076, 154, 493

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

開示すべき関連当事者との取引はありません。

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(法人本部)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・該当なし
 - ・無形固定資産・・・・該当なし
 - ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産ー該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産ー該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 役員退職慰労引当金引当金
 - 賞与引当金

役員に対する役員報酬(賞与)の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(新会計基準別紙3(⑪))
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)

「法人本部」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(くまもと芦北療育医療センター)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を

退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑪)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - イ くまもと芦北療育医療センター拠点区分(社会福祉事業)
 - 「くまもと芦北(医療型障害児入所施設)」
 - 「くまもと芦北(療養介護事業)」
 - 「くまもと芦北(短期入所事業)」
 - 「くまもと芦北(障害児相談支援事業)」
 - 「くまもと芦北(特定相談支援事業)」
- (4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	200, 855, 833			200, 855, 833
建物	2, 587, 222, 391	950, 400	138, 328, 790	2, 449, 844, 001
合 計	2, 788, 078, 224	950, 400	138, 328, 790	2, 650, 699, 834

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	200, 855, 833	-	200, 855, 833
建物(基本財産)	4, 718, 020, 877	2, 268, 176, 876	2, 449, 844, 001
土地(その他の固定資産)	312, 228, 483	-	312, 228, 483
建物(その他の固定資産)	312, 229, 828	142, 779, 186	169, 450, 642
構築物	405, 029, 770	166, 896, 265	238, 133, 505
機械及び装置	46, 276, 830	35, 330, 614	10, 946, 216
車輌運搬具	99, 306, 128	93, 222, 796	6, 083, 332
器具及び備品	301, 527, 648	238, 949, 758	62, 577, 890
医療用備品	156, 921, 481	129, 989, 121	26, 932, 360
建設仮勘定	9, 836, 000	-	9, 836, 000
有形リース資産	19, 763, 880	6, 485, 370	13, 278, 510
合 計	6, 581, 996, 758	3, 081, 829, 986	3, 500, 166, 772

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(くまもと芦北通園センター)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準 該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

該当なし

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ウ くまもと芦北通園センター拠点区分(社会福祉事業)
 - 「くまもと芦北通園(児童発達支援センター事業)」
 - 「くまもと芦北通園(放課後等デイサービス事業)」
 - 「くまもと芦北通園(保育所等訪問事業)」
 - 「くまもと芦北通園(生活介護事業)」
- (4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輌運搬具	12, 737, 620	9, 659, 557	3, 078, 063
器具及び備品	573, 100	291, 557	281, 543
医療用備品	1, 205, 820	1, 005, 962	199, 858
合 計	14, 516, 540	10, 957, 076	3, 559, 464

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(障害者支援施設 けやき)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等一該当なし
 - 上記以外の有価証券で時価のあるもの-該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産一定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行ている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

無形固定資産一定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産ー該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計 額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。 多機能事業所の職員退職に伴い賞与引当金が賞与支給額を上回ったため引当金明細書のその他に その差額の23.768円を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑪)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - エ 障害者支援施設 けやき拠点区分(社会福祉事業)

「けやき(施設入所支援)」

「けやき(生活介護事業・通所)」

「けやき(短期入所事業)」

「けやき相談(障害児相談支援事業)」

「けやき相談(特定相談支援事業)」

「けやき(多機能型事業所)」

「けやき(医療型短期入所事業)」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土	地	159, 661, 500	0	0	159, 661, 500
建	物	352, 839, 426	0	21, 056, 002	331, 783, 424
	合 計	512, 500, 926	0	21, 056, 002	491, 444, 924

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	159, 661, 500	_	159, 661, 500
建物(基本財産)	955, 136, 323	623, 352, 899	331, 783, 424
土地(その他の固定資産)	370, 920	_	370, 920
建物(その他の固定資産)	3, 003, 550	2, 287, 841	715, 709
構築物	113, 939, 675	54, 487, 584	59, 452, 091
機械及び装置	3, 282, 550	3, 035, 048	247, 502
車輌運搬具	40, 799, 025	28, 897, 581	11, 901, 444
器具及び備品	108, 991, 221	87, 143, 635	21, 847, 586
医療用備品	670, 614	657, 050	13, 564
有形リース資産	3, 600, 000	2, 880, 000	720, 000
合 計	1, 389, 455, 378	802, 741, 638	586, 713, 740

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(くまもと江津湖療育医療センター)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-該当事項なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一該当事項なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計 法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

當与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3①)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

オ くまもと江津湖療育医療センター拠点区分(社会福祉事業)

「くまもと江津湖(医療型障害児入所施設)」

「くまもと江津湖(療養介護事業)」

「くまもと江津湖(短期入所事業)」

「くまもと江津湖相談(障害児相談支援事業)」

「くまもと江津湖相談(特定相談支援事業)」

「くまもと江津湖通園センター」

「えづこランド(児童発達支援事業)」 「えづこランド(放課後等デイサービス事業)」

「えづこランド(生活介護事業)」

「えづこホットクラブ」

「えづこスマイルキッズ」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1, 001, 722, 500			1, 001, 722, 500
建物	1, 469, 030, 451	42, 555, 254	86, 144, 911	1, 425, 440, 794
合 計	2, 470, 752, 951	42, 555, 254	86, 144, 911	2, 427, 163, 294

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	1, 001, 722, 500	_	1, 001, 722, 500
建物(基本財産)	2, 601, 263, 192	1, 175, 822, 398	1, 425, 440, 794
土地(その他の固定資産)	66, 434, 000	1	66, 434, 000
建物(その他の固定資産)	5, 454, 000	2, 284, 609	3, 169, 391
構築物	209, 330, 247	122, 131, 908	87, 198, 339
機械及び装置	6, 972, 000	6, 971, 998	2
車輌運搬具	39, 821, 152	36, 560, 961	3, 260, 191
器具及び備品	149, 208, 442	100, 537, 967	48, 670, 475
医療用備品	210, 694, 179	170, 244, 045	40, 450, 134
有形リース資産	35, 970, 480	17, 016, 588	18, 953, 892
合 計	4, 326, 870, 192	1, 631, 570, 474	2, 695, 299, 718

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(ハートフルゆうあい(社会福祉))

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存評価額を零とする定額法によっている。

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額 を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑪)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

カ ハートフルゆうあい拠点区分(社会福祉事業)

「であいクラブ」

「みどりの里」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	50, 136, 642			50, 136, 642
建物	282, 434, 798		12, 782, 780	269, 652, 018
合 計	332, 571, 440		12, 782, 780	319, 788, 660

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	50, 136, 642	1	50, 136, 642
建物(基本財産)	606, 754, 290	337, 102, 272	269, 652, 018
構築物	15, 178, 050	11, 791, 636	3, 386, 414
機械及び装置	23, 184, 000	23, 183, 992	8
車輌運搬具	11, 064, 632	11, 043, 047	21, 585
器具及び備品	7, 924, 740	7, 917, 965	6, 775
医療用備品	9, 807, 525	9, 807, 513	12
有形リース資産	3, 060, 000	816, 000	2, 244, 000
合 計	727, 109, 879	401, 662, 425	325, 447, 454

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(長寿の里)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得 価額から備忘価額 (1円) を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額 を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(新会計基準別紙3⑪)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - キ 長寿の里拠点区分(社会福祉事業)

「はるかぜのいえ」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

				\ I I— · I •/
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	21, 900, 000			21, 900, 000
建物	53, 719, 413		2, 426, 516	51, 292, 897
合 計	75, 619, 413		2, 426, 516	73, 192, 897

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輌運搬具	3, 387, 590	3, 387, 589	1
器具及び備品	2, 409, 802	1, 733, 507	676, 295
合 計	5, 797, 392	5, 121, 096	676, 296

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(ハートフルゆうあい(公益))

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得 価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額 を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ク ハートフルゆうあい拠点区分(公益事業)

「ひまわり」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

				\
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	3, 141, 357		142, 187	2, 999, 170
수 計	3, 141, 357		142. 187	2, 999, 170

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(ゆうあいの家)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価格は零とし、償却累計額が当該資産の取得 価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ケ ゆうあいの家拠点区分(公益事業)

「ゆうあいの家」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

				\ + - - - - -
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(その他の固定資産)	35, 304, 164	I	35, 304, 164
建物(その他の固定資産)	271, 593, 000	141, 567, 557	130, 025, 443
器具及び備品	1, 581, 570	910, 049	671, 521
医療用備品	304, 500	304, 499	1
合 計	308, 783, 234	142, 782, 105	166, 001, 129

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(くまもと中医クリニック)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産・・・・定額法
 - 平成19年3月31日以前に取得した固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1

円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額0とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

当拠点の採用する熊本県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当年度末の法人負担掛金の累計額を退職給付引当金として計上している。

• 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点の退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び、熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑪)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - コ くまもと中医クリニック拠点区分(公益事業)

「くまもと中医クリニック」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(その他の固定資産)	43, 840, 035	1	43, 840, 035
建物(その他の固定資産)	305, 421, 850	152, 544, 503	152, 877, 347
構築物	55, 426, 250	16, 057, 718	39, 368, 532
機械及び装置	6, 615, 000	6, 614, 999	1
車輌運搬具	3, 640, 000	3, 639, 999	1
器具及び備品	6, 266, 800	5, 689, 802	576, 998
医療用備品	21, 389, 475	20, 719, 860	669, 615
合 計	442, 599, 410	205, 266, 881	237, 332, 529

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記(収益事業)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - ・満期保有目的の債券等・・・・該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入原価法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産一定額法
 - 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。なお、耐用年数到来時においても 使用し続けている有形固定資産については、備忘価額1円まで償却を行っている。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

償却計算を実施するための残存価額は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額 (1円)を控除した金額に達するまで償却を行っている。

・無形固定資産・・・・定額法

残存価額を零とし、取得価額全額を償却している。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・該当なし

- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金

該当なし

・賞与引当金 該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑪)
- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - サ 収益事業拠点区分(収益事業)

「収益事業」

(4) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(その他の固定資産)	1, 479, 846, 135	_	1, 479, 846, 135
建物(その他の固定資産)	46, 050, 000	41, 130, 812	4, 919, 188
構築物	1, 207, 500	1, 207, 499	1
合 計	1, 527, 103, 635	42, 338, 311	1, 484, 765, 324

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項